

【知的財産権部からのお知らせ】

新年明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。今年も宜しくお願い致します。

1. 専利法改正案が可決

昨年12月27日、第11期全国人民代表大会常務委員会は専利法改正案を可決しました。改正法の施行日は2009年10月1日です。今後は、専利法実施条例の改正（2008年11月4日付けで、改正草案が公開されています）、審査指南の改正が行われる予定です。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 最高裁、農業の知的財産権を保護する「意見」を発布（国家知識産権網 2008年12月5日）
2. 専利審査指南の改正作業が始動（国家知識産権網 2008年12月12日）
3. 全人代常務委 22日に改正専利法について第2回審議へ（国家知識産権網 2008年12月16日）
4. 全人代常務委員会 改正特許法可決（国家知識産権網 2008年12月27日）

○中央政府の動き

1. 商標局、原産地名の商標権保護に対する取り組みを紹介（新華網 2008年11月26日）
2. 王岐山副総理、国家知財戦略の実施連絡会に出席（国家知識産権網 2008年11月25日）
3. 最高裁：知財出願の再審査、急激に増加（新華網 2008年11月28日）
4. 国家版權局：啓蒙教育とエンフォースメント強化は施策の重点（中国新聞出版報 2008年12月12日）
5. 最高裁：知財権侵害に対する賠償強化へ（新華網 2008年12月11日）
6. 発改委 中国次世代インターネット、研究・産業化とも大きく進展（新華社 2008年12月4日）
7. 中央管轄の国有企業による知財戦略、政府がサポート（国家知識産権網 2008年12月17日）
8. 商標局 商標審査遅滞への対策に 段階的な成果を（中国工商報 2008年12月20日）
9. 商務部行政法執行機関の知財保護摘発センター、「12312」に名称変更（商務部ウェブサイト 2008年12月25日）
10. 税関総署、新施策で国内ブランドの国際市場進出を支援（新華社 2008年12月24日）

○地方政府の動き

1. 北京、第一回「発明賞」受賞者公示 奨励金総額500万元（新京報 2008年11月26日）

日)

2. 上海で商標に関する展覧会 289年前の商標も公開 (新聞晨报 2008年11月21日)
3. 上海: 知財案件の「三位一体」 (経済参考報 2008年11月28日)
4. 河南省、知的財産権案件における「調査協力令」制度を試行 (知識産権報 2008年12月5日)
5. 杭州: 大学生の起業奨励 知財権を資本とする出資も (新華社 2008年12月16日)
6. 深セン、ネット配信ソフトの法的保護 海賊版撲滅へ (深セン商報 2008年12月15日)
7. 広州市が法規定でアジア競技大会の知財権を保護 (中新網 2008年12月24日)

○司法関連の動き

1. 馳名商標に酷似した商標の登録、裁判所が再裁定を命令 (法制日報 2008年11月25日)
2. ルイ・ヴィトン類似意匠の登録めぐる訴訟 中国企業が敗訴 (中国法院網 2008年12月1日)
3. 「M」マークめぐる訴訟 マクドナルドが提訴へ (中国法院網 2008年12月11日)
4. 裁判所、商標などの司法政策を調整 (光明日報 2008年12月15日)
5. 最高裁: 権利侵害行為の停止、賠償上乘せで代替可能に (華夏経緯網 2008年12月11日)
6. サムソンが華立通信の特許を侵害、5千萬元の賠償判決 (新華網 2008年12月22日)

○統計関連

1. 北京市、発明特許の出願・登録数量が全国トップ (中国広播網 2008年11月21日)
2. 08年1月~10月知財訴訟、前年同期比3割増 (国家知識産権網 2008年12月3日)
3. 工商総局 第3四半期の商標監督作業分析レポートを発表 (国家工商総局サイト 2008年12月2日)
4. 特許取引キャンペーン 成約額は50億元突破 (知識産権報 2008年12月2日)
5. 国家版權局 中央企業の96%が正規版ソフト利用 (中国電子報 2008年12月16日)

○その他知財関連

1. 中国版デジタルホーム規格 IGRS 国際化に向け大きな一歩 (国家知識産権網 2008年11月27日)
2. 中米、インターネット知的財産権保護シンポジウムを開催 (国家知識産権局網 2008年11月25日)
3. インテル: 中国企業の知財研修をサポート (新華網 2008年12月2日)
4. 中日知的財産権交流発足30周年記念イベントが開催 (国家知識産権局網 2008年12月12日)
5. 音楽著作権協会、音楽作品に対する課金モデルを初公表 (京華時報 2008年12月11日)
6. 馳名商標への輸出補助金が公平性阻害、WTOへ提訴 米国 (新華社 2008年12月20日)
7. 百度、上海研究開発センターを開設 (新華網 2008年12月19日)
8. 2008年中国で最も価値あるブランド発表 (新華網 2008年12月18日)

○法律・法規等

★★★1. 最高裁、農業の知的財産権を保護する「意見」を発布★★★

最高人民法院（最高裁）が12月4日に記者会見を開き、3日に発布した「農村の改革・発展を推し進めるための司法保障・法律サービスに関する若干の意見」について説明を行なった。

同「意見」は、裁判所が農業の知的財産権を保護し農業技術のイノベーションを促進するために作成し、農業をめぐる知的財産権案件の審判業務の強化、農業科学技術分野の重要成果および植物新品種保護の強化など五つの施策を打ち出している。

最高人民法院の報道官は記者会見において、「意見」を作成する背景、農村の土地にかかる紛争案件の基本情況、農村の改革・革新および制度整備を推進するための六つの施策、農村社会の全面発展を推進するための三つの施策、人民法院の司法保護とサービスを絶えず改善するための五つの施策などについても説明を行なった。（国家知識産権網 2008年12月5日）

★★★2. 専利審査指南の改正作業が始動★★★

専利法及びその実施条例の第三回改正を受け、国家知識産権局専利局の審査業務管理部が12月4日会議を開き、専利審査指南の改正作業をスタートした。賀化副局長が会議で発言し、改正作業で重視すべき問題について国家利益の擁護、法制度の安定性、最新の研究成果の吸収、手続き問題の重視、審査効率の向上を強調した。

賀副局長はまた、新しい専利法及びその実施条例の期日通りの実施の保証、より効率・実行性のある審査指南改正を目指して、科学的、動態的、双方向性の改正メカニズムを確立し、主力職員・専門家を中心とする審査官全員の参与を呼びかけた。

国家知識産権局審査業務指導委員会のメンバー、審査指南改正作業部会のメンバーが会議に出席した。参会者らは改正作業の体制、プロセスなどについて多くの建設的意見を提出した。各起草グループは全体会議の後、第一回活動会議を行い、具体的な段階目標とスケジュールを作成した。（国家知識産権網 2008年12月12日）

★★★3. 全人代常務委 22日に改正専利法について第2回審議へ★★★

12月15日に北京で行なわれた第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第15回委員長会議で、第11期全人代常務委員会第6回会議を12月22日から27日にかけて北京で開催し、改正専利法を含む複数の法案を審議することが決められた。呉邦国委員長が会議を主宰した。

改正専利法は全人代常務委による三回の審議を経て2009年上半期に採択される予定。今年7月30日に国务院の温家宝総理が国务院常務会議を招集し、「中華人民共和国専利法修正案（草案）」を審議して原則採択した後、立法法の規定に基づき、全人代常務委の審議に提出した。8月25日にあった第11期全人代常務委第4回会議が第1回審議を行なった。22日からの会議は第2回の審議となる。

改正専利法には▼権利登録の基準を高める▼特許技術の応用促進を強化する▼権利保護を強化する▼権利者と公衆との間におけるバランスが取れるために権利濫用を防止する▼国際条約による権利を十分行使する——などの内容が取り込まれている。（国家知識産権網 2008年12月16日）

★★★4. 全人代常務委員会 改正特許法可決★★★

第11期全国人民代表大会常務委員会（全人代、国会に相当）の第6回会議は12月27日午後、改正特許法を可決した。胡錦涛国家主席の第8号主席令の署名により公表された。

27日の記者会見で、全人代の教科文衛委員会科学技術室主任を務める陳広君氏は改正特許法の特徴として、▽自主創新能力を高める▽特許権に対する保護を強化する——の二つを紹介した。知的財産権保護の徹底を狙い、他人の特許を詐称した場合の罰金を増額。現行法では違法所得を没収し、最高で3倍の罰金を科すことができるが、改正法は最高罰金額を違法所得の4倍に増額。違法所得がない場合の最高罰金額も現行の5万元を20万元に増額する。

改正後の特許法は全7章の76条を分け、2009年10月1日に施行される。改正は2000年に続き3回目である。（国家知識産権網 2008年12月27日）

○中央政府の動き

★★★2. 王岐山副総理、国家知財戦略の実施連絡会に出席★★★

国務院の王岐山副総理は11月21日、国家知的財産権戦略の実施作業部門間連絡会議に出席した。王副総理は、知財戦略が長期的な事業であり、困難かつ複雑であることを十分認識する必要があるとした上で、中国の国情に立脚しつつ、根本的な打開策と個別案件への対応を同時に進めていくことを強調した。また、当面の突出した課題の解決を図り、より掘り下げた特別行動を展開し、重大案件への厳正対処を進める一方、知財権制度の整備を図り、関連の法整備を進め、知財保護のための長期的なメカニズムづくりに力を入れるべきだとした。

王副総理はさらに、部門間連絡会議制度の役割を十分に生かし、取りまとめ部門となる国家知識産権局がサービス意識を高め、各調整・連携作業をしっかりと進めるよう指示。各部門が課題を強く重視し、責任を明確にし、密接な連携を取り、力を合わせて知財権に関する事業を進めるよう求めた。（国家知識産権網 2008年11月25日）

★★★7. 中央管轄の国有企業による知財戦略、政府がサポート★★★

国有資産監督管理委員会（国有企業管轄当局）の李栄融主任は12月15日、中央企業（中央直轄の国有企業）責任者会議で、来年の方針として中央企業の構造改善、産業レベル向上、独自イノベーションなどを重点的に進めることを明らかにした。中央企業による独自イノベーションを進め、企業単位の知財戦略の実施を支援かつ奨励することで、独自の知的財産を持つ中核技術や有名ブランドの育成を図る狙い。

李主任は「中央企業にとって、来年の情勢は厳しく、困難が多くあり、試練とチャンスが併存している。技術革新に重点を置き、コア・コンピタンスの向上を図る必要がある」と指摘した。また、中央企業による知財権意識の向上を図り、企業活動の成果としての知財権の応用・産業化を急ぐとともに、イノベーションの成果である知財権の保護を強化する必要があるとした。

2007年末現在、中央企業の特許・実用新案・意匠の保有件数は4万5547件で、うち特許は全体の34.4%に当たる1万5681件。（国家知識産権網 2008年12月17日）

○統計関連

★★★2. 08年1月～10月知財訴訟、前年同期比3割増★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど、2008年1月から10月までに全国の地方法院で受理された知的財産権にかかわる民事訴訟案件が、前年同期比30%増の2万4,149件に達したと発表した。このうち、一審案件は前年同期比36.9%増の2万806件、二審案件は同49.5%増の3,251件、再審案件は同162.8%増の92件だった。

中国では2007年10月に「民事訴訟法」が改訂され、民事案件の審理過程における執行手続きなどが見直されたことにより、訴訟案件が急激に増加した。また、2008年2月に「最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関

する若干問題の規定」が公布されたことにより、審議の基準が明確になったことなども、知財訴訟案件の増加につながっていると見られている。（国家知識産権網 2008年12月3日）

○その他知財関連

★★★1. 中国版デジタルホーム規格 IGRS 国際化に向け大きな一歩★★★

中国版デジタルホーム規格「閃聯（IGRS）」の国際化に向けた取り組みに、前進への大きな一歩が記された。中国のIGRS陣営が提案した「IGRS基礎プロトコル規格」がこのほど、ISO/IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議）の投票を経て最終委員会原案（FCD）として正式承認された。このことは、IGRSが、ISO/IECから全面的に受け入れられたことを示すもので、中国発のデジタルホーム規格IGRSの国際化プロセスへの重要な足がかりとなる。

国際規格としての承認を受けるためには、新業務項目の提案（NWIP）、委員会原案（CD）、最終委員会原案（FCD）、最終国際規格案の策定（FDIS）、国際規格の発行などのプロセスを経なければならない。FCD投票は、専門的な手続きの段階での最終投票にあたり、国際規格への最も重要なステップだ。関係者は、FCD投票の通過は、中国人が世界の技術競争という最高の舞台上で足場を築いたことを意味するもので、IGRSをはじめとする中国の各技術規格の国際化に向けた大きな一歩になると指摘する。（国家知識産権網 2008年11月27日）

★★★2. 中米、インターネット知的財産権保護シンポジウムを開催★★★

上海市知的財産権連絡会議弁公室と在上海米国領事館主催で「インターネットにおける知的財産権の保護」シンポジウムが11月21日に上海で開かれた。米国側は司法省、連邦捜査局、特許商標局から、上海市側は裁判所、検察院、公安局、版權局、知的財産権局からの政府幹部、および上海市における法律事務所の弁護士代表が会議に出席した。

参会者たちが会議の席上で、インターネットにおける知的財産権犯罪活動に対する捜査・起訴、関連部門間の提携・協力などについて討論を行なった。米国からの代表はなぜ知的財産権案件の刑事訴訟が必要であるかに触れ、犯罪の主な特徴、解決手段など米国の司法体系を紹介。中国側とエンフォースメントでの提携を進め、証拠保全、証拠の相互承認など分野で協力を強化したいと表明した。一方中国の代表は、中国司法機関が展開しているインターネット知的財産犯罪の調査、起訴の状況などについて紹介した。

そのほか、ネットワーク知的財産犯罪の証拠認定や、米国知的財産犯罪の定罪・量刑の基準、犯人の自首を許すか否か、知的財産侵害物品の価値認定、海賊版の処理などについて話し合った。また、中国で罪を犯し、刑事処罰を受けた場合、米国でさらに刑事責任を追及するか否か、米国FBIによる調査の実態なども議題に上がった。（国家知識産権局網 2008年11月25日）

★★★4. 中日知的財産権交流発足30周年記念イベントが開催★★★

中日知的財産権交流発足30周年を記念するイベントが12月8日、東京で開催された。中国国家知識産権局の田力普局長、高盧麟元局長、日本特許庁の鈴木隆史長官をはじめ、180人以上が出席した。

田力普局長が会議の席上で、中国の「国家知的財産権戦略綱要」と専利法の第三回改正に係る状況を紹介し、特に双方の交流・協力を長年努めてきた古い友達と新しい友達に感謝の意を示した。田局長は、「経済・貿易のグローバル化の中で、国際交流における知的財産権制度の役割がますます重要になり、世界の知的財産権制度の変革も加速している現在に、発展しつつある日本には中国の協力が必要で、変革しつつある中国にも日本のサポ

ートが不可欠である」との考えを示し、知的財産権分野において双方が全方位的な互惠協力を継続し、共同利益を拡大させる同時に、本地域の問題を対処する際にも緊密な関係を保ち、両国間・多国間および地域全体の知的財産権協力を強化し、今年5月7日に調印した中日双方の「共同声明」に承諾した「平和発展を堅持する中国と日本はアジアと世界に巨大なチャンスと利益をもたらす」という旨を徹底させたいとの期待を表明した。

同日に行なわれた中国国家知識産権局（S I P O）と日本国特許庁（J P O）による第十五回長官会合で、双方が両庁人材育成機関における協力の強化、工業所有権情報のデータ交換に関する合意文書に調印した。（国家知識産権局網 2008年12月12日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved